西村議員　要望項目一覧

令和8年度11月補正分

担当課	要望項目	左に対する対応方針等
商工政策課 企業支援課	1　企業の価格転嫁支援、持続的な賃上げ・生産性向上支援事業の利用促進・周知 PR の強化 物価高騰、人件費の上昇が続く中、県内中小企業・小規模事業者の収益力強化と、労働者の実質賃金の向上につながるような取組が必要である。 適正な価格転嫁や生産性向上、持続的な賃上げを支援する県の各種制度について、周知・PR を強化すること。また、制度の利用促進と相談・申請支援の充実を図ること。	持続的・構造的な賃金向上を実現するには、適正な価格転嫁の推進、賃上げに必要となる原資を持続的に確保していくための企業の生産性の一層の向上が必要である。 価格転嫁については、９月補正において、価格転嫁の成功事例創出に向けた集中伴走支援とそのプロセスの横展開事業を措置しており、商工団体とも連携しながら速やかに進めていく。 また、持続的な賃上げ・生産性向上支援補助金については、９月補正において、全社的な賃上げが難しい企業を対象とした小口補助「賃上げ環境整備型」を創設するとともに、１２月１８日まで募集期間を延長したところであるが、問い合わせも多く、想定を上回る申請に備え、補助枠の積み増しを１１月補正予算案において検討している。 補助金については、新聞折込広告やＳＮＳ広告、デジタルサイネージ等により広く周知を行っているところであり、引き続き、積極的な周知を行うとともに、事業の円滑かつ効果的な活用が図られるよう商工団体等の支援機関とも連携しつつ、丁寧な相談対応を行っていく。 【９月補正】 ・取引先との価格転嫁個別支援・好事例横展開促進事業　　７，０４５千円 ・地域の未来を創る賃上げ・価格適正化推進事業　　３００，０００千円 【１１月補正】 ・地域の未来を創る賃上げ・価格適正化推進事業　　１００，０００千円
商工政策課	2　飲食料品の消費税減税を見据えた飲食業への支援策 物価高や人件費の上昇が続く中、飲食料品の消費税減税については、外食が対象外となった場合の中食への需要流出に加え、対象となった場合も減税期間終了後の税率復帰による需要減少など、制度設計によって飲食業の経営に大きな影響が及ぶことが懸念される。 県として、事業者の声を聴き、経営実態や減税の制度設計、実施・終了に伴う影響の見通しを把握するとともに、地域の雇用と食文化を守るためにも、国への要望や県独自の支援策の検討に早急に着手すること。	消費税減税の検討にあたっては、外食産業への影響にも配慮した制度設計とするなど丁寧に議論を進めるよう令和８年８月に国に対して要望を行った。 本制度改正に対し、外食産業への影響について、国から明確な支援策は示されていない状況であり、まずは今後の国会審議を注視する必要があると考える。 消費税減税に係る影響には一義的に国が対策を講ずべきものであるが、本県は従前から、生産性向上による収益力強化を促進し、産業未来共創補助金による支援や商工団体等を通じた伴走支援に取り組んでいる。事業者の声を踏まえつつ、消費税率変更などの経営環境の変化を乗り切るための支援を継続し、地域雇用等に重要な役割を担う外食産業等の事業継続を支えていく。

担当課	要望項目	左に対する対応方針等
教育委員会事務局高等学校課	3　県立高校生のアルバイトに関する規定の見直し 飲食業界から、県立高校性のアルバイトについて、酒類を提供する居酒屋等での接客業務がほぼ禁止される一方、ファミリーレストラン等では認められるなど、業態による取扱いの違いや学校間での規定のばらつきを指摘する声が上がっている。 生徒の安全や学業への影響に十分配慮しつつ、各学校の規定や運用実態を把握し、業態だけでなく業務内容や就労環境に応じた、合理的で公平な判断基準の検討と学校間の取扱いの適正化を図ること。	県立高校生のアルバイトについては、各学校が生徒の健全な学校生活や学業への影響を考慮して、業態による区分も基準の一つとしつつ、業務内容、勤務時間、職場環境なども踏まえて取扱いを定めており、原則アルバイト禁止としている学校でも、家庭の状況や生徒の生活・学習状況等に応じて許可の是非を判断している。 また、学校間においては、県高等学校指導部連盟において共通の確認事項を設け、基本的な考え方を共有しているが、学校ごとの教育目標や地域の状況、生徒一人ひとりの事情の違いにより、取扱いに差が生じる場合があるため、生徒の安全や学業への影響や業務内容、就労環境などの観点から、引き続き学校間での情報共有を行い、適正化を図っていく。
財政課	4　県補助事業における水分補給費用の取扱いの見直し 県の補助事業では、イベントや会合等で提供するお茶や水が「飲食代」として補助対象外となっている場合がある。しかし、熱中症予防のための水分補給は、参加者の健康といのちを守る安全管理上の必要経費であり、特に子どもや学生、ボランティア、障がい当事者などが参加・主催する事業では、個人の経済的負担にも配慮が必要である。 県全体の補助事業について、熱中症予防等に必要な水分補給費用を、安全管理上の経費として補助対象に認めるよう、規定や運用の見直しを図ること。	補助対象経費にどのような経費を含むかについては、担当課が個別の補助事業ごとに補助目的等に照らし、透明性の確保を図りながら、説明責任を果たした上で判断している。 熱中症対策やボランティア参加者の負担等、県として対応が必要なものについては、企業等からの協賛の活用等も検討しながら、対象経費の拡大を検討する。
ささえあい福祉局孤独・孤立対策課	5　生活困窮者及び困難な問題を抱える女性へのアウトリーチ支援強化について （1）「見えない生活困窮者・不安定居住者」の実態把握と支援 公的調査では把握されにくい、ネットカフェや車中等で生活する「見えない生活困窮者・不安定居住者」について、当事者の人権やプライバシーに配慮しながら、夜間の状況も含めた実態把握を行い、必要な支援につなげること。	生活困窮者の支援は、市町村の自立相談支援機関が実施しており、居住が不安定等の行政による把握が困難な生活困窮者の早期発見は、民生委員や福祉団体、地域食堂等の地域のネットワークと連携を図っている。県では生活困窮等の相談を受け付ける「鳥取県生活困りごと相談窓口」の広報を行っているが、相談窓口の情報が広く届くように、案内チラシの配布先を地域食堂やネットカフェ、道の駅等に拡大する等引き続き広報を強化していく。 行政では把握が難しい生活困窮者の把握や必要な支援について、県、市町村、民間支援団体で情報共有や協議を行っていく。
家庭支援課	（2）困難な問題を抱える女性への「届く支援」の強化 2024 年施行の「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（女性支援新法）の趣旨を踏まえ、貧困、孤独・孤立など複合的な困難を抱え、行政の支援や、制度の網の目からこぼれた女性を早期に発見・支援することが求められる。 SNS 相談の充実や夜間のアウトリーチ（訪問・声かけ）、緊急一時保護施設（シェルター）の確保・拡充や伴走支援など、当事者に支援が届く体制を強化すること。	県女性相談支援センターでは、女性支援新法施行を契機に、圏域毎に新たに支援調整会議を設置し、相談者が抱える生活上の課題が複雑化する前に支援が届くよう関係機関との連携強化を図るとともに、緊急一時保護施設等の運営費やアウトリーチ支援など先駆的な女性支援の取組を行う民間団体に対する活動経費を補助し、県内の女性支援体制の強化を図っている。 引き続き、当事者や民間団体の意見を取り入れながら、当事者に支援が届く体制整備を図っていく。

担当課	要望項目	左に対する対応方針等
ささえあい福祉局孤独・孤立対策課家庭支援課	（３）縦割り行政の解消と、県・市町村・民間団体の連携強化 　生活困窮者や困難な問題を抱える女性への支援が制度の狭間で途切れることのないよう、県が主導し、福祉・住宅・雇用・警察等の関係部局の横断的な連携と、市町村への支援・連携を強化するとともに、民間支援団体も含めた実効性のある支援体制を構築すること。	生活困窮者や困難な問題を抱える女性への支援について、県が主導して、市町村の自立相談支援機関と福祉、医療、就労、住宅等の関係機関とで構成する自立支援推進会議や圏域毎に設置している支援調整会議により横断的に連携している。 　引き続き、個別の問題に応じて、関係部局や民間支援団体と連携しつつ、市町村への支援の充実を図っていく。